

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】令和1年12月19日(2019.12.19)

【公表番号】特表2018-534577(P2018-534577A)

【公表日】平成30年11月22日(2018.11.22)

【年通号数】公開・登録公報2018-045

【出願番号】特願2018-526192(P2018-526192)

【国際特許分類】

G 01 N 33/545 (2006.01)

【F I】

G 01 N 33/545 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月6日(2019.11.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

マスキング材コーティング、および1つ以上の結合剤を付着することを目的とした複数の離散反応ゾーンを備える基板であって、前記ゾーンは前記基板上のコーティングされていない領域であり、前記マスキング材が1又は複数の樹脂を含み及び60～120°の接触角を有する、前記基板。

【請求項2】

前記基板が、100mm×99mmの大きさであり、かつ、前記基板が、9mm×9mmの大きさである四角形小区分を備え、各四角形小区分は離散反応ゾーンの格子を備え、及び前記各四角形小区分が、5×5、10×10、20×20、または30×30の格子の離散反応ゾーンを備える、請求項1に記載の基板。

【請求項3】

前記離散反応ゾーンの密度が0.08～1.5ゾーン/mm²の範囲である、請求項1又は2に記載の基板。

【請求項4】

前記離散反応ゾーンの密度が0.2～1.3ゾーン/mm²の範囲である、請求項3に記載の基板。

【請求項5】

各離散反応ゾーンが、0.1mm～1mmの範囲の直径を有する、請求項1～4のいずれかに記載の基板。

【請求項6】

前記離散反応ゾーン上に固定された1つ以上の結合剤を備える請求項1～5のいずれかに記載の基板。

【請求項7】

前記基板が、シリコン、金属酸化物、セラミック、ガラスまたはプラスチックを含む、請求項1～6のいずれかに記載の基板。

【請求項8】

前記基板が、セラミック、ガラスまたはプラスチックである、請求項7に記載の基板。

【請求項9】

前記基板が白色セラミック基板である、請求項7又は8に記載の基板。

【請求項 10】

前記接触角が 90 ~ 120°である、請求項 1 ~ 9 のいずれかに記載の基板。

【請求項 11】

前記基板に塗布された前記コーティングの厚さが、2 ~ 50 μm (ミクロン) 厚である、請求項 1 ~ 10 のいずれかに記載の基板。

【請求項 12】

前記マスキング材コーティングが、オフホワイト～黒色の範囲の色である、請求項 1 ~ 11 のいずれかに記載の基板。

【請求項 13】

前記離散反応ゾーンを化学的に活性化して結合剤の固定を可能とする、請求項 1 ~ 12 のいずれかに記載の基板。

【請求項 14】

前記マスキング材が、色素を含む、請求項 1 ~ 13 のいずれかに記載の基板。

【請求項 15】

前記色素が、カーボンブラック色素である、請求項 14 に記載の基板。

【請求項 16】

前記マスキング材が、アクリル樹脂を含む、請求項 1 ~ 15 のいずれかに記載の基板。

【請求項 17】

前記マスキング材が、エポキシ樹脂を含む、請求項 1 ~ 16 のいずれかに記載の基板。

【請求項 18】

マスキング材コーティング、および 1 つ以上の結合剤を付着することを目的とした複数の離散反応ゾーンを備える基板であって、前記ゾーンは前記基板上のコーティングされていない領域であり、前記マスキング材が、色素、アクリル樹脂、エポキシ樹脂および構造剤を含む、前記基板。

【請求項 19】

前記色素が、前記マスキング組成物の 1 ~ 8 % (w / w) の量で存在し；

前記エポキシ樹脂が、前記マスキング組成物の 15 ~ 50 % (w / w) の量で存在し；

前記アクリル樹脂が、前記マスキング組成物の 2 ~ 10 % (w / w) の量で存在し；

前記構造剤が、前記マスキング組成物の 15 ~ 50 % (w / w) の量で存在する、請求項 18 に記載の基板。

【請求項 20】

前記色素が、前記マスキング組成物の 5 % (w / w) の量で存在し；

前記エポキシ樹脂が、前記マスキング組成物の 30 % (w / w) の量で存在し；

前記アクリル樹脂が、前記マスキング組成物の 10 % (w / w) の量で存在し；

前記構造剤が、前記マスキング組成物の 20 % (w / w) の量で存在する、請求項 18 または 19 に記載の基板。

【請求項 21】

前記色素が、黒色色素である、請求項 19 又は 20 に記載の基板。

【請求項 22】

マスキング材コーティング、および 1 つ以上の結合剤を付着することを目的とした複数の離散反応ゾーンを備える基板であって、前記ゾーンは前記基板上のコーティングされていない領域であり、前記マスキング材が 1 又は複数の樹脂を含み、基板に塗布された前記コーティングの厚さが 2 ~ 50 μm 厚である、前記基板。

【請求項 23】

前記結合剤が、抗体である、請求項 1 ~ 22 の何れかに記載の基板。

【請求項 24】

前記マスキング材がシリコンを含まない、請求項 1 ~ 23 の何れかに記載の基板。